

美浜の会ニュース

No. 103

2009. 8. 8

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之
大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会)
⇒ ホームページURL <http://www.jca.apc.org/mihama> ⇐

頒 価 300円
購読料 年2千円

知事の推進理由に根拠なし

- ◆ 使用済MOXの処理方策「2010年頃から検討開始」はすでに破綻
- ◆ 「2045年頃第二再処理工場稼働」は国さえ語らず

佐賀県知事は玄海3号へのMOX装荷を了承するな

高速増殖炉路線に年550億円もの税金を注ぎこむ無駄をやめよ

玄海原発3号機の定期検査が開始される8月末が近づいてきた。このままでは、すでに5月に到着しているMOX燃料が10月には装荷され、11月初めには危険なプルサーマルの運転が開始されることになる。

いま、これを防ぐ現実的な道は、佐賀県知事がMOX燃料の装荷を了承しないことにある。そのような事実上の権限が佐賀県知事には存在しているのだ。

しかし、佐賀県はすでにプルサーマル計画を了承しているどころか積極推進である。その佐賀県が、仮に装荷を了承しないとすれば、そこにはどのような理由があり得るのだろうか。その理由はどのようにすれば公になり、実際に効力を発揮し得るのだろうか。

佐賀県を含む14道県は国に対して5月28日付で要望書を提出している。その中では「重点要望項目」として、「使用済MOX燃料が、発電所に長期間貯蔵され続けられないよう、・・・具体的な処理の方策を決定すること」を求めている。ところが国はこの切実な要望にナシのツブテを投げているだけなのだ。これでは、地元が核のゴミ捨て場になるという県民の不安は解消されない。それゆえ、県民を代表すべき県知事がMOX燃料の装荷を了承しないことは当然のこととなる。

問題の焦点は、使用済MOX燃料の「具体的な処理の方策」をいかに国が明示できる状況にないかを、県に対し公的な場で暴露することにある。まさにそのような場が、8月11日に佐賀県内でもたれる。国から担当課長が出席し、県も同席する中で、使用済MOX燃料をめぐる市民との直接的なやりとりが行われる。5月18日に420団体で国に質問・要望書を提出し交渉した全国的な運動の流れが、いま改めてここに集約されようとしているのだ。

実は、国が処理方策を明示できない状況は、六ヶ所再処理工場の泥沼的現実、運転再開の目処さえ立たない「もんじゅ」の現実からきている。推進派は、この忌まわしい桎梏から離れて勝手気ままな高速増殖炉サイクルの研究開発構想を立て、そこに多大な国家予算を注ぎ込んでいる。

このような傾向を厳しく批判し、高速増殖炉路線からの撤退を迫ろう。そのための第一歩としても、差し迫る玄海プルサーマルにストップをかけよう。

1. 佐賀県知事の矛盾した姿勢

佐賀県の古川知事は今年6月19日の県議会で、使用済MOX燃料の処理方策に関する牛嶋議員の一般質問に答えて、次のように述べている。「それを具体的にどのように処理をしていくのかという方策については、2010年頃から検討が開始されることになっております。また、国の原子力立国計画におきましても、この使用済MOX燃料は、2045年頃稼働を予定しておりますいわゆる第二再処理工場再処理をするというシナリオとなっております。すでに国においては、

独立行政法人・日本原子力研究開発機構をこの処理方策の検討における中核的な機関と位置づけまして、どのような観点から検討を進めていくのか、あるいは国内外のさまざま再処理技術の整理など予備的な調査検討が開始されています。すなわち、古川知事の答弁は、「2010年頃から検討開始」という原子力政策大綱(以下、政策大綱)、2045年頃に第二再処理工場の稼働開始という原子力立国計画(以下、立国計画)及び「予備的な調査検討が開始」という五者協議会の検討に依拠している。

ところが他方、今年5月28日には佐賀県を含む14道県で構成する「原子力発電関係団体協議会」が国に要望書を提出している。その中では、使用済MOX燃料の処理の方策について、「使用済MOX燃料が、発電所に長期間貯蔵され続けないよう、日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場に続く、いわゆる第二再処理工場の検討を早期に開始し、具体的な処理の方策を決定すること」と求めている。これが今回初めて「重点要望項目」に格上げされたのは、地元が核のゴミ捨て場になるのではないかと県の民の広範な不安を受けた措置に違いない。古川知事の前記答弁内容で十分であるなら、このような「具体的な処理の方策」をわざわざ求める必要はなかったのではないだろうか。知事の答弁はこの要望を出した後なので、この要望に対する国の回答をもって議会答弁とすべきだったのではないだろうか。

ところが、5月28日に資源エネルギー庁からだされた口頭回答では立国計画さえ顔を出さず、「原子力政策大綱の中では、2010年頃から検討することとされており。再処理された使用済燃料は再利用することが基本の方針であり、この基本の方針を踏まえながら、具体的方策については今後検討を進めていきます」という素っ気ないものだった(福井県への確認による)。これでは佐賀県知事の6月19日答弁を否定するかのよう、「2010年頃から検討を開始」というだけの政策大綱の抽象的な枠内に後退している。

2. 使用済MOXの処理方策問題に対する国の基本姿勢

5月28日の国の回答は、2006年10月に出された松江市の質問に対する2008年12月の資源エネ庁の文書回答と同じ趣旨である。松江市の質問では「2045年頃に第二再処理工場の操業を開始する」ことについて「確実に実施される具体的な計画をお示しいただきたい」と聞いている。これは、立国計画の基本シナリオ7「六ヶ所再処理工場の操業終了時頃(2045年頃)に第二再処理工場の操業を開始し、回収されるプルトニウムはFBRで再利用する」に基づいていることは明らかだ。ところが資源エネ庁の回答は、立国計画にはいっさい触れず、政策大綱を引用して「2010年頃から検討を開始する」というだけのはぐらかしたものだ。

さらに、7月21日原子力委員会の資料4-2号には政策大綱に示されているエネルギー利用に関する考え方へのご意見とそれへの対応が書かれている(*)。ここで使用済MOX燃料の処理の方策に関する様々な真剣な意見が実に多くの市民から出されているのに、原子力委員会の対応はどの意見に対してもすべて同じで政策大綱からの引用に限られている。立国計画にいう「2045年頃」や「第二再処理工場」という言葉さえいっさい見られない。

つまり、この問題に対して国は、政策大綱の枠で対応することを基本姿勢にしていると読みとれる。その政策大綱の枠も、実は次に示すように現実には破綻しているのである。

(*) <http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryu2009/siryu27/siryu4-2.pdf>

3. 政策大綱がいう「2010年頃からの検討」予定はすでに破綻している

基本である政策大綱はなぜ「2010年頃」を検討開始のスタート地点においているのだろうか。政策大綱は次のように述べている。「軽水炉使用済MOX燃料の処理の方策は、六ヶ所再処理工場の運転実績、高速増殖炉及び再処理技術に関する研究開発の進捗状況、核不拡散を巡る国際的

な動向等を踏まえて2010年頃から検討を開始する」。つまり、六ヶ所再処理工場や「もんじゅ」などの進捗状況を「踏まえて」2010年頃からの検討開始が設定されていることが分かる。

政策大綱が策定された2005年には、六ヶ所再処理工場は2007年に商業運転を開始し、1995年12月の事故以来停止したままの「もんじゅ」も2007年には運転再開される予定だった。それらの運転実績を約3年間見守り、そこから得られる教訓を踏まえれば、今後の方針を決定するのは2010年頃になると踏んだに違いない。事実、政策大綱や立国計画の中では、六ヶ所再処理工場や「もんじゅ」の運転は、次に引用するように、今後の高速増殖炉サイクルや第二再処理工場の計画を進めるための不可欠な基礎・条件として位置づけられているのである。

たとえば政策大綱44頁では、「具体的には、研究開発の場の中核と位置づけられる『もんじゅ』の運転を早期に再開し・・・」と述べている。また、立国計画66頁の基本シナリオ1では、「早期にFBR原型炉『もんじゅ』の運転を再開し、“発電プラントとしての信頼性の実証”と“運転経験を通じたナトリウム取扱技術の確立”を実現する」としている。さらに、立国計画80頁では「第二再処理工場」の項で「まずは六ヶ所再処理工場を運転し、稼働実績・ノウハウを蓄積していくことが重要である」と述べている。

ところが現在、六ヶ所再処理工場はガラス固化で泥沼状態に陥り、ガラス溶融炉内の調査さえいつ可能になるかまったく見通しが立たないような状況にある。今年8月にアクティブ試験を終了する予定だったが、その予定を今度は大幅に延ばさざるを得ないと、原子力安全・保安院や青森県からさえ言われているほどの状況にある。おそらく2009年度内の終了はとうてい無理であろう。また、14年近くも停止したままの「もんじゅ」も、いつ運転再開できるかまだ目処さえ立たない状況にある。運転再開に向けた今秋の工程や再開後に、長期間停止の影響が予期せぬ形で現れる可能性もある。2010年頃に検討を開始するための条件は未だ成り立っていない。仮に2010年に検討開始したとしても、それは単なる形式に過ぎないことは明らかである。

4. 2010年頃に検討開始するための予備的検討も著しく遅れている

前記古川知事の答弁では「予備的な調査検討が開始されています」と述べている。その2010年頃の検討開始に向けての予備的検討は、五者協議会（文部科学省、経済産業省、電気事業連合会、日本電機工業会及び日本原子力研究開発機構で構成）で進められている。2007年3月に立てられた「軽水炉サイクルからFBRサイクルへの移行に関する検討計画」では、2007年度中に「中間成果報告」が、2008年度末には「最終成果報告」が出されるはずであった。ところが、「最終成果報告」は未だ出されていないし、いつ出されるかも分からない、なぜ遅れているとも言えないという。それどころか「中間成果報告」さえ未だ出されていないことが5月18日の国との交渉で明らかになっている。

その端的な例は、上記「検討計画」の「4.2 研究開発に反映する既存プラント技術の検討」の項に見られる。そこでは、「東海再処理工場(TRP)、六ヶ所再処理工場(RRP)の実績から将来プラントに反映すべき情報を整理し、今後の研究開発課題を洗い出す」とされている。これに関わる「中間成果報告」が2007年8月末に出されることになっていたが、これはちょうど当時のアクティブ試験終了予定時に対応している。現在、そのような報告書は出されていないし、アクティブ試験がいつ終了するか分からないような状況ではいつ出せるか言えるはずもないのは当然だ。

このように、「2010年頃から検討を開始」するための予備的検討も、現実の行き詰まりの影響を受けて、著しく遅れている状況にあることが確認できる。

5. MOX燃料をいま装荷することはできない

MOX燃料を玄海3号機に装荷すれば、3～4年後に必ず使用済MOX燃料となって取り出さ

れる。しかし、古川知事の答弁のうち、前記の原子力立国計画の基本シナリオ7にいう「2045年頃に第二再処理工場の操業開始」計画には国が触れないようになっており、の予備的調査検討は進んでいないし、進められない現実がある。そして、の2010年頃からの検討予定もすでに見たように現実的に破綻している。

端的には、もし「もんじゅ」がともに動かなければ、高速増殖炉サイクル計画は破綻し、それに伴って第二再処理工場の計画も破綻する。第二再処理工場は、軽水炉サイクルから高速増殖炉サイクルへの移行期（60年ほどかかるとも言われている）に位置づけられるとされているからだ。そうなれば、使用済MOX燃料は行き場を失い、玄海原発はその寿命がきた後も使用済MOXという核のゴミ捨て場にならざるを得ないことになる。それゆえ、MOX燃料の装荷は必然的に凍結せざるを得ない。また別に、プルサーマル計画の達成時期自体が5年間先延ばしされたことから、少数の原発で急いでプルサーマルを実施する理由はすでに失われている。

使用済ウラン燃料を再処理した後の放射性廃液はガラス固化されるが、そのガラス固化体は地層処分が可能となる温度になるまで50年ほど地上の施設で保管される。ところが使用済MOX燃料は、50年後の使用済ウラン燃料と同程度に温度が下がるのに500年ほどかかるのだ。これではどう処分するかの見通しも立たない。これまでの核のゴミさえ処分の見通しが立たないのに、これだけやっかいなゴミをさらに生み出すこと自体が、本来は許されないことである。

6. 高速増殖炉サイクル路線に多大な税金を注ぎ込む無駄はやめよ

六ヶ所再処理工場や「もんじゅ」が実際に行き詰まるという現実からすれば、それらを基礎として高速増殖炉路線を立てるはずであった計画も当然凍結すべきである。ところが現在は逆に、これら桎梏から離れ、勝手気ままな構想で研究開発計画を進めようとするような傾向を強めている。その場合、ある程度具体的な内容をもつ立国計画はむしろじゃまな存在になるようである。

7月28日の原子力委員会に、高速増殖炉サイクル実証プロセス研究会から提出された報告書「核燃料サイクル分野の今後の展開について【技術的論点整理】」には、9頁の「3. 第二再処理工場」の項で次のように書かれている。「平成17年の原子力委員会原子力政策大綱によると、六ヶ所再処理工場の処理能力を超えて発生する使用済燃料の処理の方策は、2010年頃から検討を開始することとされている。これとは別に世間では、『第二再処理工場』という表現も用いられる。当該『第二再処理工場』が何を指すかは明確ではない」（下線は引用者）。この「世間」の中には古川知事の議会答弁も入ると思われるが、担当者に問い合わせたところ、端的には原子力立国計画のことだという。さらに、10頁では第二再処理工場を自ら定義し、「『第二再処理工場』は、FBR、軽水炉及びプルサーマルから発生する使用済燃料を再処理する施設の抽象化された集合で」などと述べている。このような身勝手に無責任な高速増殖炉の研究開発方針に年間550億円もの税金を注ぎ込んでいるのだ。

民主党は今回の政策集「INDEX2009」で、「再処理や放射性廃棄物処分は国が技術の確立と事業の最終責任を負うこととし、安全と透明性を前提として再処理技術の確立を図る」としているが、従来どおり国家予算をつぎ込んで再処理技術開発を進めるという意味なら、とても賛成できない。太陽光発電などの再生可能エネルギーの開発方向に明確に路線転換するべきである。

7. 玄海3号へのMOX装荷を阻止しよう

玄海3号へのMOX燃料の装荷をどのようにして阻止するかは、全国に共通の課題である。5月18日の国への申し入れに結集した420団体の意思を、いまこそ佐賀県に集中すべきときである。佐賀県知事の議会答弁が成り立たないことを具体的に示し、玄海3号へのMOX装荷を阻止しよう。もって、高速増殖炉サイクル路線からの撤退を国に迫ろう。